

2-18 法令名： 自然公園法(S32法161)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
33①	普通地域における、行為の届出受理(海域内での1、3、5及び7号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業をおこなうために必要とされるものを除く) ※ 掲げられた行為に限る	法69 規則20X IV	—	自治	—	—	※1
33②	普通地域における、届出行為の禁止、制限又は必要な行為執行命令	法69 規則20X IV	—	自治	—	—	※1
33④	普通地域における、処分までの期間延長及び期間延長の通知	法69 規則20X IV	—	自治	—	—	※1
33⑥	普通地域における、届出行為の着手に係る期間の短縮	法69 規則20X IV	—	自治	—	—	※1
34①	許可条件に違反した者若しくは処分に違反した者又はこれらの者から権利を承継した者に対する現状回復等命令 ※ 地方環境事務所長の許可に係るものに限る	法69 規則20X V	規則20	自治	—	—	※1
34②	原状回復等に係る対象者が確知できない場合の代執行及び代執行の公示	法69 規則20X V	規則20	自治	—	—	※1
35①	許可者又は処分を受けた者若しくは必要な措置の執行命令を受けた者に対する報告徴収	法69 規則20X VI	規則20	自治	—	—	※1
35②	許可者又は処分を受けた者若しくは必要な措置の執行命令を受けた者に対する立入検査	法69 規則20X VI	規則20	自治	—	—	※1
39②	国立公園における地方公共団体の行う生態系維持回復事業計画の確認	法69 規則20X VII	—	—	—	—	
39③	国立公園における国及び地方公共団体以外の者の行う生態系維持回復事業計画の認可	法69 規則20X VII	—	自治	—	—	※1
39⑥	軽微な内容の変更を除く、生態系維持回復事業内容の変更に係る確認又は認可	法69 規則20X VII	—	自治	—	—	※1
39⑨	生態系維持回復事業内容の軽微な変更に係る届出受理	法69 規則20X VII	—	自治	—	—	※1
40	生態系維持回復事業者への事業認定の取消し(法42に規定する報告をしなかった、又は虚偽の報告を行った者に限る。)	法69 規則20X VIII	規則20	自治	—	—	※1
42	生態系維持回復事業者への報告徴収	法69 規則20X IX	規則20	自治	—	—	※1



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			

2-18 法令名： 自然公園法(S32法161)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
62①	国立公園若しくは国定公園の指定、公園計画の決定若しくは公園事業の執行又は国立公園の公園事業の決定に関する実地調査	法69規則20X X	—	自治	法62①	—	※1
62②	土地の所有者等への通知及び意見書の受理	法69規則20X X	—	自治	—	—	※1
67③	環境大臣以外の国の機関との協議 ※ 規則第1条ロ～ホに掲げる行為に係るものに限る	法69規則20X X I	—	自治	—	—	※1
68①	国の機関が行う、許可の必要な行為に係る協議 ※ 地方環境事務所の許可に係るもの一部に限る	法69規則20X X II	—	自治	—	協議(同意必要)(c)(法68②)	※1
68③	国の機関が行う、届出の必要な行為に係る通知の受理	法69規則20X X II	—	自治	—	—	※1
68④	国の機関に対する、必要な措置に係る協議	法69規則20X X II	—	自治	—	—	※1



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(1)			
法定(1)			
法定(1)			
法定(1)			
法定(1)			
法定(1)			

2-19 法令名： 農薬取締法（S23法82）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
13①	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査（農薬の登録等の規定の施行に必要な限度）	法13の④ 省令Ⅰ	省令本則 ただし書	法定 (4)②	法13① 省令本則 ただし書	報告(6)② (法13②)	法定 (4)②			
13③	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査（法律第13条第1項に定めるもの以外で法の施行に必要な限度）	法13の④ 省令Ⅱ	省令本則 ただし書	自治	—	—	法定 (7)			

3-1

法令名: 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(H22法67)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
7①④	研究開発・成果利用事業の申請の受理、認定	法22①、23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
7⑤	研究開発・成果利用事業の認定に係る都道府県との協議(同意が必要)	法22①、23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
<7⑤>	研究開発・成果利用事業の変更認定に係る都道府県との協議(同意が必要) ※ 法8④において準用	法22①、23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
8① <7④>	研究開発・成果利用事業の変更申請の受理、変更認定 ※ 法8④において準用	法22①、23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
8②	研究開発・成果利用事業の軽微な変更の届出の受理	法22①、23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
8③	研究開発・成果利用事業の認定取消し	法22①、23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
21②	認定研究開発・成果利用事業者に対する報告徴収	法22①、23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治	○	報告6①	
自治	○	報告6①	
自治	○	報告6①	
自治	○	報告6①	
自治	○	報告6①	
自治	○	報告6①	

3-2 法令名： 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
18	使用者に対する特定特殊自動車の技術基準適合命令	法32① I、33 規則36③ I	規則36③ ただし書	—	—	—	
28②	業として特定特殊自動車を使用するものに対する指導及び助言(ただし、環境省所管事業に限る。)	法32① II、33 規則36③ II	規則36③ ただし書	—	—	—	
29①②	特定特殊自動車使用者に対する報告徴収及び立入検査	法32① I、33 規則36③ III、IV	規則36③ ただし書	—	—	—	



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (7)			
法定 (7)			
法定 (7)			

3-3 法令名： 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(H16法78)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
5①②④	特定外来生物の飼養等をしようとする者に対する許可、許可申請の受理、又は許可条件の設定	法29①、29の2規則36 I	-	-	-	-	自治			
6①②	飼養等許可者に対する措置命令又は許可の取消し	法29①、29の2規則36 II	規則36 ただし書	-	-	-	法定(1)			
10①	飼養等許可者に対する報告徴収又は立入検査	法29①、29の2規則36 III	規則36 ただし書	-	-	-	法定(1)			
13①	特定外来生物の防除に係る他人の土地若しくは水面への立ち入り又は捕獲等	法29①、29の2規則36 IV	規則36 ただし書	-	-	-	法定(1)			
13②	他人の土地等への立入等に係る所有者への意見聴取	法29①、29の2規則36 IV	規則36 ただし書	-	-	-	法定(1)			
18①②③	特定外来生物の防除に係る公示事項に適合することの確認又は認定と、その後の公示	法29①、29の2規則36 V	-	-	-	-	自治			
19	国及び地方公共団体以外の者で、認定を受けて特定外来生物の防除を行う者に対する報告徴収	法29①、29の2規則36 VI	規則36 ただし書	-	-	-	法定(1)			
20①②	確認等を受けて特定外来生物の防除を行う者の防除中止等通知の受理及びその確認等の取消し	法29①、29の2規則36 VII	-	-	-	-	自治			
20③	防除が公示された事項に即して行われていないと認められるとき等に係る認定の取消し	法29①、29の2規則36 VII	規則36 ただし書	-	-	-	法定(1)			



3-4 法令名： 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(H15法97)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
30	遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等からの報告徴収	法36①、36の2 規則44	規則44 ただし書	—	—	—	法定 (7)			
31①	遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等に対する立入検査等	法36①、36の2 規則44	規則44 ただし書	—	—	—	法定 (7)			



3-5 法令名： 使用済自動車の再資源化等に関する法律(H14法87)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
130③	自動車製造業者等に対する報告徴収	法133 ①、134 令21②	令21② ただし書	法定 (8)	—	—	法定 (7)			
131②	自動車製造業者等に対する立入検査	法133 ①、134 令21②	令21② ただし書	法定 (8)	—	—	法定 (7)			



3-6 法令名： 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(H12法116)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
	【食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長】									
9①	食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受理	法25①Ⅱ ③ 令7②Ⅰ	令7② ただし書	—	—	—	法定 (1)			
	【再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方環境事務所長】									
11①②⑤ ⑥	登録再生利用事業者の登録、登録又は変更申請の受付、廃止届出の受理、都道府県知事への通知	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅱ	令7② ただし書	—	—	—	法定 (1)			
15①	登録再生利用事業者の料金の届出受理	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅱ	令7② ただし書	—	—	—	法定 (1)			
15②	登録再生利用事業者の料金の変更指示	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅱ	令7② ただし書	—	—	—	法定 (1)			
17①	登録の取消し	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅱ	令7② ただし書	—	—	—	法定 (1)			
	【食品関連事業者、登録再生利用事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長】									
24①③	食品関連事業者、認定事業者に対する報告徴収又は立入検査	法25①Ⅱ ③ 令7②Ⅲ	令7② ただし書	—	—	—	法定 (1)			
24②	登録再生利用事業者に対する報告徴収又は立入検査	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅲ	令7② ただし書	—	—	—	法定 (1)			

3-7 法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
39の2①	中小企業承継事業再生計画の認定、申請の受理	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	自治	—	—	自治	○	報告 6①	
39の2⑤ ⑥	中小企業承継事業再生計画の認定に関する特定許認可等を行った行政庁との協議(同意必要)又は情報の提供	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	自治	○	報告 6①	
<39の2⑥> 39の3④	中小企業承継事業再生計画の変更認定に関する特定許認可等を行った行政庁との協議(同意必要)又は情報の提供 ※ 法39の3⑦において準用	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	自治	○	報告 6①	
39の3①	認定中小企業承継事業再生事業者の計画変更の認定	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	自治	—	—	自治	○	報告 6①	
39の3②	計画の軽微な変更の届出受理	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	自治	○	報告 6①	
39の3⑤ ⑥	認定中小企業承継事業再生事業者の計画に従っていない場合等の計画変更指示又は認定取消し	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	自治	○	報告 6①	
39の4② ③	認定中小企業承継事業再生計画による事業承継の報告の受理及び報告内容の関係行政庁への通知	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	自治	○	報告 6①	
73①	認定事業者等に対する認定計画等に係る報告徴収(中小企業承継事業再生計画に係るものに限る。)	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	自治	○	報告 6①	



3-8 法令名： 地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
20の4③	地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会への助言	法47①④ 命令(注1)本則	命令(注1)本則 ただし書	—	—	—
21の2①	温室効果ガス算定排出量の報告受理	法47①④ 命令(注2)本則	—	—	—	—
21の3①	権利利益の保護に係る請求の受理	法47①④ 命令(注2)本則	—	—	—	—
21の8①	特定排出者からの情報提供の受理	法47①④ 命令(注2)本則	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治	○		
法定(7)			
法定(7)			
法定(7)			

(注1) 命令＝地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令

(注2) 命令＝温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令

3-9 法令名： 特定家庭用機器再商品化法(H10法97)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
52	小売業者等に対する報告徴収	法55①、 56 令7②	令7② ただし書	—	—	—	法定 (7)			
53①	小売業者等に対する立入検査	法55①、 56 令7②	令7② ただし書	—	—	—	法定 (7)			

3-10 法令名： 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(H7法112)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
39	特定容器の製造若しくは販売又は特定包装を利用する事業者に対する報告徴収	法43②⑤ 施行令12 ⑤	施行令12 ⑤ ただし書	—	—	—	法定 (7)			
40①	特定事業者に対する立入検査	法43②⑤ 施行令12 ⑤	施行令12 ⑤ ただし書	—	—	—	法定 (7)			